

別表 サプライヤーの登録基準

サプライヤーの登録には、以下の1及び2の基準を満たすことが必要となる。

1. 共通の基準

以下の基準を全て満たさなければならない。

登録基準の内容
① 館山市の地産地消の推進施策に賛同していること。
② サプライヤー相互の情報交換や事業連携に前向きに取り組むこと。
③ 別に設ける「館山市地産地消推進店」や「たてやま地産地消サポーター」に対し、積極的に情報提供すること。

2. 区分ごとの基準

上記の共通の基準のほかに、区分ごとに以下の基準を全て満たさなければならない。

区分	登録基準の内容
1. 農漁業者	① 市内の飲食店、宿泊施設、直売所等に、館山産の農林水産物を直接的に供給することに積極的かつ前向きに対応できる、または、対応しようとする者。 ② 安全・安心で良質な農林水産物の生産に取り組んでいること。
2. 加工品製造業者	① 市内の飲食店、宿泊施設、直売所等に、館山産の農林水産物を主原材料とした加工品を直接的に供給することに積極的かつ前向きに対応できる、または、対応しようとするもの。 ② 安全・安心で良質な加工品の生産に取り組んでいること。